

一般社団法人学術著作権協会 教育の情報化の推進に関する意見  
初等中等教育機関、高等教育機関における ICT 活用教育における教員による教材・参考文献等の利用について

2015 年 7 月 31 日  
一般社団法人学術著作権協会

一般社団法人学術著作権協会は、公益社団法人日本工学会、公益社団法人日本薬学会、日本農学会、日本歯科医学会、日本医学会の 5 団体によって設立・構成され、主として学術関係著作物の複製等の利用に関する許諾および管理の委託を受け、更には、世界複製権機構（International Federation of Reproduction Rights Organisations ; IFRRO）の正会員として米国、英国、スイス、ドイツ等 30 の海外複製権機構（Reproduction Rights Organisation ; RRO）と権利著作物の複製に関する双務協定を締結、当該 RRO 管理著作物（別添資料）の我が国に於ける複製等、利用に関する許諾及び権利の代行業務を行うと共に、我が国学会等より複製等の利用に関する許諾および管理の委託を受けた著作物の双務協定締結 RRO への再委託を通じこれら 30 の国地域において権利行使を致しております。

教育の場面における ICT 活用等、情報化推進に関し、学術著作物の有効活用とその範囲拡大は当協会設立目的と一致するものとして今後共、権利著作物の目的に則った利用の円滑化と促進に協力・推進、尽力致して参る所存であります。

当協会は先にも述べましたとおり、学術関係 5 団体によって構成・設立され、当該学会を始め多くの学会、研究機関より学術関係著作物の複製等利用に関する許諾および管理の委託を受けております。更には、海外 RRO との双務協定に基づき当該 RRO 管理著作物の我が国に於ける複製等利用に関する許諾及び権利の代行業務を委託されており、これら海外著作物に関しては、現在当協会に対し許諾申請にあったほぼ全ての著作物の許諾が可能となるに至っております。

国内著作物の複製許諾に関しては、構成学術関係 5 団体及び研究機関関係著作物等に関しては当協会において許諾が可能であると共に、一般雑誌、書籍などの著作物を含むその他の著作物の複製許諾に関しましても当協会をはじめ一般社団法人 出版者著作権管理機構、著作者団体連合、新聞著作権協議会の著作権管理団体によって構成されている著作権集中管理団体日本複製権センター(JRRC)を窓口とした総合的な許諾システムの構築により利用者の広範な要望を踏まえた電子を含む著作物の許諾機能が整いつつあります。この中には将来公衆送信を可能とするサービスの提供も含まれる見込みであります。即ち、国内著作物複製利用者は、JRRC を窓口としての複製に関する一括許諾が可能となるシステムの提供を受けることが可能であります。著作物複製利用許諾申請者にとって所謂権利者不

明著作物の複製に関しても著作物複製使用料相当額の供託の代行機能を持つ窓口としての利用も可能となります。

現在当協会が複製に関する権利受託致しております主な国内著作物は、自然科学系を中心としたものでありますが、これを人文科学系、社会科学系等の学術著作物にも拡大し、当協会管理著作物の範囲をより広範な学術著作物に拡大致してまいる所存でございます。当協会は、この事に関しまして既に論文単位での許諾を可能とするシステムの構築を終え、雑誌等著作物単位によることのない権利受託と複製許諾を可能とするシステムの整備を図っている所存でございます。

現に当協会並びに関連著作権集中管理団体によって提供、ご利用頂いている著作権の集中管理、ライセンス体制の整備・充実状況は、上述の通りであります。

この事に関し、特に ICT 活用教育に関する著作物の電子化、公衆送信を含む電子著作物のライセンス体制の整備・充実に関して当協会では学会等権利者、企業等の利用者を対象とした著作権セミナーの開催等によって周知を図ると共に、電子著作物の公衆送信を含む著作物複製に関しては、国内学会等はもとより、スイス(ProLitteris)、米国(CCC)、スペイン(CEDRO)、カナダ(COPIBEC)等の RRO と双務協定を締結し、一定の条件下、これを可能に致しております。このうち、スイスの著作物に関しては、組織内イントラネットへのアップロードや内部利用目的でのメール送信等につき委託を受けているため、教育機関が個別申請を行うことにより利用が可能です。スペイン(CEDRO)、カナダ(COPIBEC)の間では双務協定により公衆送信等を含む著作物複製に関しても既に料金の設定がなされており、後述の大学等高等教育機関における著作物利用に関する実態調査を踏まえ、教育機関における著作物複製利用の特殊性に鑑み、ライセンスシステムを構築することにより、教育機関での利用が可能となります。なお、米国 (CCC) につきましては包括的利用の範囲、大学等高等教育機関の拡大をはかり、併せて利用の便をはかってまいる所存でございます。更には、英国(CLA)、オランダ(SR)、ロシア(CopyRus)、オーストラリア(CAL)、カナダ(Access Copyright) 等をはじめ他の RRO とも 2015 年度中の極めて近い将来著作物の電子化、公衆送信を含む電子著作物のライセンスに関する双務協定を成立させる見込みであります。英国(CLA)の間では ICT 活用教育場面での利用に特化した許諾システムの構築を図るべく協議も併せ行っている所であります。

当協会では、大学等高等教育機関における教材・参考文献、講義映像等の公衆送信、教育機関間での教材等の共有利用等に関し、大学学習資源コンソーシアム運営委員会(構成大学：北海道大学、東北大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、慶応義塾大学、名古屋大学、京都大学、九州大学。委員長 竹内比呂也千葉大学アカデミックリンクセンター長)に協力し、英国 CLA、米国 CCC、スイス ProLitteris 等の海外 RRO の協力を得、更には、これに要する経費等を負担の上、大学等高等教育機関における公衆送信を含む

電子著作物複製利用に関する実態の把握を目的としての調査を実施しているところであり  
ます。

この結果を踏まえて、当協会は 2016 年度末までに大学等高等教育機関における電子を含  
む著作物複製許諾等に関するシステムを構築、ICT 活用教育の場における簡便・的確かつ  
迅速なライセンス体制の提供等、著作物利用環境の整備を当該教育機関と連携しつ  
つ図ってまいります。

大学等、高等教育機関において、その主たる目的である教育の場においては、個々の大  
学の枠を超えた広範な教育体制、多数の社会人等を対象とした有料教育の部分の拡大、研  
究の場面においてはその質的向上、関連企業との共同研究等に関する比重の飛躍的拡大等、  
多様化かつ複雑化致しております。このような条件下にあつて、教育・研究の場における  
ICT 活用は、教育・研究の質的向上・拡大の要件となっております。

当協会は、著作権集中管理団体と致しまして ICT 活用教育の場面における電子著作物、  
或いは、著作物の電子化及び公衆送信等を含む著作物複製利用システムの活性化が学術著  
作物の広範且つ、有効利用の促進、学術研究の活性化等につながるものとの見地から上述  
の対応を行いつつ、ニーズに対応したライセンス体制の提供とその適切な運用を図つ  
て参る所存であります。

このような状況に鑑み、当協会は、大学等高等教育機関における電子著作物を含む著作  
物の複製に当たっては、一定範囲内での著作権処理に当たっては、当協会等著作権集中管  
理団体によって提供されたライセンス体制を通じての著作権処理を期待致している  
ところであります。このことは、当協会と双務協定下にある海外複数の RRO の要望でもあり  
ます。

我が国においては、著作権法の規定により学校等の教育機関において授業の過程で使用  
するための権利者に許諾を得ない複製は、著作者の利益を不当に害する事の無い範囲内  
で可能となっております。当協会と双務協定下にある RRO では、教育分野からの複製に関  
する著作権料収入がその RRO の大きな割合を占めている事例も多く見られます。

一例をあげますと、当協会と双務協定下にあります著作権管理団体 ProLitteris は、スイ  
スの著作権管理団体と致しまして著作物の紙複写と電子的複製の使用料を同国において  
徴収致しております。ProLitteris によれば、同国におきましても教師が授業での教授のため  
の複製は、いかなる利用も法によって認められています。一方、ProLitteris は、著作権管  
理団体としてこれら教育機関からの著作物複製使用料の徴収を政府の許可に基づき実施  
いたしております。

2013 年、同 RRO における複製使用料収入の約 50%が大学を含む教育機関によるもの  
でありました。これを電子的複製に関してみますとその約 30%が大学を含む教育機関による  
ものであるとのことでもあります。即ち、スイスでは、大学を含む教育機関では著作物を  
広範囲で利用・複製していること。著作権管理団体としての ProLitteris の徴収著作物複製使

用料は、全部門総額の 1/2 に達しているとのことでもあります。当協会は、学術著作物の複製場面での使用料の支払いは、即ち学術研究の発展・推進に繋がるものとの認識にあり、大学等高等教育機関では、その複製利用の種別、程度・量等に対応しての教育機関個別複製使用料の支払いを期待いたしているところでもあります。

他方、初等、中等教育機関ではその大きな部分が義務教育であり、学術雑誌等の専門誌からの複製利用等は限定されると推定されます。当協会に於けるこれらの機関に対する著作物複製利用に関するライセンスの提供は、学術雑誌等の専門誌、海外 RRO 受託著作物につきましては、上述の通り可能であります。しかし、著作権集中管理団体と致しましては、個々の利用者による都度の複製利用許諾の必要性はともかく、当協会及び JRRC 等を窓口とした国、自治体などでの一括対応が適切ではないかと考えます。

当協会は、教育の場面はもとより研究・開発の場面における ICT 活用等、情報化推進に関し、学術著作物の有効活用とその範囲拡大は当協会設立目的と一致するものとして今後共、権利著作物の目的に則った利用の円滑化と促進に協力・推進、尽力致して参る所存であります。

一般社団法人学術著作権協会  
 双務協定締結海外複製権機構 (Reproduction Rights Organisations :RRO) 及び  
 管理著作物一覧 (2015/07/20)

国・地域 複製権機構(RRO)名称	各複製権機構(RRO)が管理している著作物
USA Copyright Clearance Center, Inc. (CCC)	(JACが複製権の再委託を受けている著作物) ページ単価著作物：616,028タイトル、論文単価著作物：882,666タイトル 2014/03/26 Digital Agreement
United Kingdom The Copyright Licensing Agency Ltd. (CLA)	管理著作物：CLAで許諾可能な著作物 下記例外を除くUKで出版された全ての著作物 例外(CLA許諾できない著作物)最新版はCLAのウェブサイトにおいて閲覧可 1) 印刷形態の楽譜(歌詞を含む) 2) 地図、図表、または目録 3) 公的試験問題。個別に出版されたか集合物での出版かを問わない 4) ワークブック、作業カード、および宿題シート 5) 私有の文書で、教育目的かつ使用料を支払う顧客に限定して発行されたもの 6) 新聞 7) 企業の社内報 8) 著作権所有者が、複製してはならない旨、明確かつ目立つよう明記した著作物 9) 定期的に出版されるCLA除外著作物一覧 2015/07/20 Digital Agreement 協定書交換中
Switzerland (ProLitteris)	管理著作物：ProLitterisで許諾可能な著作物 Switzerland及びThe Principality of Liechtensteinで出版された以下の分野の著作物 1) 書籍 2) 機関誌 3) 雑誌 4) 新聞 2013/10/03 Digital Agreement
Hong Kong The Hong Kong Reprographic Rights Licensing Society Limited (HKRRLS)	管理著作物：HKRRLSで許諾可能な著作物 下記例外を除くHong Kongで出版された以下の分野の著作物 1) 文芸 2) 演劇 3) 芸術 4) 音楽 例外(HKRRLS許諾できない著作物) 1) 国際標準図書番号(ISBN)または国際標準準次刊行物番号(ISSN)のない刊行物 2) ワークブック、作業カード、演習帳、ワークシート、宿題シート、テスト、試験問題、および「消耗品」もしくは使い切りを意図するそのほかの著作物 3) 教師用資料、指導者マニュアル、解き方マニュアル、テストバンク、および教師用解説書を含む 4) 取扱説明書。家電製品、オフィス機器、およびコンピュータ・ソフト 2015/07/20 Digital Agreement 協定書交換中
Singapore The Copyright Licensing & Administration Society of Singapore Limited (CLASS)	管理著作物：CLASSで許諾可能な著作物 下記例外を除くSingaporeで出版された以下の分野の著作物 1) 文芸 2) 音楽 3) 演劇 4) 芸術 例外(CLASS許諾できない著作物) 1) 印刷された楽譜(歌詞を含む) 2) 授業を目的とし、かつ授業料を支払う顧客に限定して発行され、私的に所有される書類 3) 著作権所有者がCLASS会員と出版する契約をしたが、その出版された著作物に集合ライセンスに基づき複製してはならない旨、明確かつ目立つよう明記してある著作物 4) CLASSが随時通知する種類の著作物
India Indian Reprographic Rights Organisation (IRRO)	管理著作物：IRROで許諾可能な著作物 インドで出版された以下の著作物 1) 学術および学術関連の著作物
Mexico Centro Mexicano de Protección y Fomento de los Derechos de Autor (CeMPro)	管理著作物：CeMProで許諾可能な著作物 下記例外を除くMexicoで出版された全ての 1) 書籍 2) 定期刊行物 例外(CeMPro許諾できない著作物) 1) 未出版の著作物 2) 商業用会報 3) 新聞 4) メキシコにすでに著作権が存在しない著作物 5) 装着または未装着にかかわらず「スライト」に複製された著作物、および芸術的作品の原作 6) 電化製品およびコンピュータソフトウェアを含む事務用品の説明書などの取扱説明書、および教師用指導書 7) 譜面に相当するもの、または宗教、教育、職業、娯楽の目的にかかわらず、聖歌隊、オーケストラ、楽団、類似したグループ およ
Spain Centro Español de Derechos Reprográficos (CEDRO)	管理著作物：CEDROで許諾可能な著作物 下記例外を除くSpainで出版された以下の分野の著作物 1) 書籍 2) 雑誌 3) 定期刊行物 4) CEDRO許諾新聞リストに明記されている新聞 例外(CEDRO許諾できない著作物) 1) ビジュアルアート作品 (写真、図案、絵画) 2) 楽譜 3) スペイン (CEDRO) 許諾新聞リストに明記されていない新聞 2015/06/01 Digital Agreement

国・地域 複製権機構(RRO)名称	各複製権機構(RRO)が管理している著作物
Canada Société québécoise de gestion collective des droits de reproduction (COPIBEC)	<b>管理著作物：COPIBECで許諾可能な著作物</b> <b>下記例外を除く Quebecのみで出版された以下の分野の著作物</b> 1) 書籍 2) 定期刊行物 3) 新聞 例外(COPIBEC許諾できない著作物) 1) 未発行の著作物 2) 発行済みのワークブック 3) 学習カード、「消耗品」を意図したテストおよびその他の既発行教材 4) ニュースレター 5) 写真またはプリントを含む美術著作物のオリジナル 6) 写真ネガおよびその他透明陽画（ポジフィルム） 7) 楽譜 8) COPIBECの除外リストに記載されている作品 2015/07/16 Digital Agreement
Trinidad and Tobago Trinidad and Tobago Reprographic Rights Organisation (TTRRO)	<b>管理著作物：TTRROで許諾可能な著作物</b> <b>下記例外を除く Trinidad and Tobagoで出版された以下の分野の著作物</b> ・書籍 ・定期刊行物 ・新聞 ・機関誌 ・雑誌および楽譜 ・上記と共に、かかる言語著作物に挿入された写真、図形、およびイラスト 例外(TTRRO許諾できない著作物) ・未発行の著作物 ・営業用ニュースレター ・Trinidad and Tobagoではもはや著作権が存在しない著作物 ・スライドもしくはその他の映写用シート上に複製された著作物(マウント済みであるか否かは問わない)、および美術著作物のオリジナル ・電気器具および事務機器(コンピュータ)
Russian Federation Russian Rightsholders' Society on Collective Management of Reprographic Reproduction Rights (CopyRus)	<b>管理著作物：CopyRusで許諾可能な著作物</b> <b>下記例外を除く Russiaで出版された以下の分野の著作物</b> 1) 文芸 2) 芸術 3) 科学 4) 写真 例外(CopyRus許諾できない著作物) 楽譜の著作物 2015/07/20 Digital Agreement 協定書交換中
Argentina Centro de Administración de Derechos Reprográficos, Asociación Civil (CADRA)	<b>管理著作物：CADRAで許諾可能な著作物</b> <b>Argentinaで出版された以下の分野の著作物</b> 1) 学術書籍 2) 論文 3) 発行済み文芸
Indonesia Yayasan Reproduksi Cipta Indonesia (YRCI)	<b>管理著作物：YRCIで許諾可能な著作物</b> <b>Indonesiaで出版された以下の分野の著作物</b> 1) 書籍 2) 定期刊行物 3) 論文 4) 新聞 5) 雑誌 6) 教科書 7) 写真
Australia Copyright Agency Limited (CAL)	<b>管理著作物：CALで許諾可能な著作物</b> <b>下記例外を除く Australiaで出版された以下の分野の著作物</b> 1) 文芸 2) 美術 3) 演劇 例外(CAL許諾できない著作物) 1) 未発行の著作物 2) 新聞、雑誌、定期刊行物に発表された記事でファックス送信されたもの 3) 1968年Australia著作権法に基づき発行された著作物 2015/07/20 Digital Agreement 協定書交換中
New Zealand Copyright Licensing Ltd (CLL)	<b>管理著作物：CLLで許諾可能な著作物</b> <b>下記例外を除く New Zealandで出版された以下の分野の著作物</b> 1) 文芸 例外(CLL許諾できない著作物) 1) 新聞 2) 音楽（楽譜）出版社の出版物 3) 未発行の著作物

国・地域 複製権機構(RRO)名称	各複製権機構(RRO)が管理している著作物
Belgium (REPROBEL)	<p>管理著作物：REPROBELで許諾可能な著作物 下記例外を除くBelgiumで出版された以下の分野の著作物</p> <p>1) 文芸 例外(REPROBEL許諾できない著作物)</p> <p>1) 新聞 2) 音楽（楽譜）出版社の出版物 3) 未発行の著作物</p>
Philippines Filipinas Copyright Licensing Society, Inc. (FILCOLS)	<p>管理著作物：FILCOLSで許諾可能な著作物 下記例外を除くPhilippinesで出版された以下の分野の著作物</p> <p>1) 文芸 2) 美術 3) 演劇 例外(FILCOLS許諾できない著作物)</p> <p>1) 権利者によって、所有及び管理されない著作物（第三者によって許諾された著作物を含む） 2) 新聞の記事、雑誌、定期刊行物のうちファックス送信されたもの、未発行の著作物</p>
Denmark (Copydan Writing)	<p>管理著作物：Copydan Writingで許諾可能な著作物 下記例外を除くDenmarkで出版された以下の分野の著作物</p> <p>1) 新聞記事、雑誌、所蔵誌 2) 引用文献 3) 文章を含み複製された音楽著作物 4) 文章を含み複製されたイラスト 例外(Copydan Writing許諾できない著作物)</p> <p>1) 未発行の著作物 2) 文章形式ではない孤児絵、美術、イラスト</p>
Canada (Access Copyright)	<p>管理著作物：Access Copyrightで許諾可能な著作物 下記例外を除くCanadaで出版された以下の分野の著作物 但し、書籍、定期刊行物、新聞の形態による著作物のみ許諾可能</p> <p>1) 言語 2) 演劇 3) 美術 4) 音楽 5) 写真 例外(Access Copyright許諾できない著作物)</p> <p>1) ボーンデジタル著作物：紙版がなくウェブ上で直接公表される著作物(電子書籍版を含む) 2) 学生を含む実演家による使用を意図したシートミュージックおよびその他楽譜 3) テストおよび試験問題、ワークブック、学習カード、宿題プリント、ならびに「消耗品」もしくは使い切りを意図したその他の素材 2015/07/20 Digital Agreement 協定書交換中</p>
Jamaica Jamaican Copyright Licensing Agency (JAMCOPY)	<p>管理著作物：JAMCOPYで許諾可能な著作物 下記例外を除くJamaicaで出版された以下の分野の著作物 但し、書籍、定期刊行物、新聞の形態による著作物のみ許諾可能</p> <p>1) 文芸 2) 演劇 3) 芸術 4) 音楽 例外(JAMCOPY許諾できない著作物)</p> <p>1) 未発行の著作物 2) 商業目的のニュースレター 3) 著作権がJamaicaに存在しない著作物 4) スライドやその他OHPに複製された著作物、上演されたもしくは芸術の著作物の原作品 5) 電化製品の取扱説明書、または、コンピューターソフトウェアや指導書を含むオフィス機器の取扱説明書 6) 宗教上、教育上、専門、娯楽</p>
Ireland Irish Copyright Licensing Agency Ltd. (ICLA)	<p>管理著作物：ICLAで許諾可能な著作物 下記例外を除くIrelandで出版された以下の分野の著作物</p> <p>1) 文芸 2) 演劇 3) 芸術 例外(ICLA許諾できない著作物)</p> <p>1) 楽譜 2) 地図、チャート 3) 新聞 4) ICLAでは許諾されないと権利者が明確に顕著に要求してきた著作物 2015/07/20 Digital Agreement 協定書交換中</p>
Zambia Zambia Reprographic Rights Society (ZARRSO)	<p>管理著作物：ZARRSOで許諾可能な著作物</p> <p>1) 文芸の著作物 2) 美術の著作物</p>

国・地域 複製権機構(RRO)名称	各複製権機構(RRO)が管理している著作物
Germany Verwertungsgesellschaft WORT (VG-WORT)	<p>管理著作物：VG-WORTで許諾可能な著作物 下記例外を除く Germanyで出版された以下の分野の著作物</p> <p>1) 言語の著作物 例外(VG-WORT許諾できない著作物)</p> <p>1) 未発行の著作物 2) 全集 3) シートミュージック 4) 既発行のワークブック、学習カード、テスト、および「消耗品」を意図したその他の既発行教材 5) 写真またはプリントを含む美術著作物のオリジナル 6) 写真のネガおよびその他の透明陽画(ポジ)</p>
Luxembourg Luxembourg Organization for Reproduction Rights (LUXORR)	<p>管理著作物：LUXORRで許諾可能な著作物 下記例外を除く Luxembourgで出版された以下の分野の著作物</p> <p>1) 書籍、機関誌、雑誌、定期刊行物 2) 全ての種類の静止画像著作物(絵画：肖像、風景等、写真、線画：鉛筆・ペン・クレヨン等で描かれたもの、イラスト、絵画：絵の具で描かれたもの)</p> <p>例外(LUXORR許諾できない著作物)</p> <p>1) LUXORRと委託契約を結んでいない著作物、未発行の著作物</p>
Rumania Societate de Gestiune Colectiva a Drepturilor de Autor (COPRO)	<p>管理著作物：COPROで許諾可能な著作物</p> <p>1) 詩 2) フィクションの文学作品 3) ノンフィクションの文学作品 4) 科学技術文献 5) 台本(既存の著作物として)</p>
Vietnam Vietnam Reproduction Rights Organization (VIETRRO)	<p>管理著作物：VIETRROで許諾可能な著作物 Vietnamで出版された以下の分野を含むすべての著作物</p> <p>1) 文芸 2) 演劇 3) 科学</p>
Colombia Colombian Center of Reprographic Rig (CDR)	<p>管理著作物：CDRで許諾可能な著作物 紙媒体で出版された著作物（書籍、雑誌、定期刊行物）</p>
Malawi Copyright Society of Malawi (COSOMA)	<p>管理著作物：COSOMAで許諾可能な著作物 Malawiで出版されたすべての著作物</p>
South Africa Dramatic, Artistic and Literary Rights Organization(PTY) Limited (DALRO)	<p>管理著作物：DALROで許諾可能な著作物 下記例外を除く 1978年のSouth AfricaのCopyright Act No.98（改訂された場合はその改訂版）で定められた出版作品</p> <p>1) 印刷された音楽（歌詞及び言葉を含む） 2) 本文に記載されたものではないイラスト及び・または写真、地図、表 3) 単独の・あるいはコレクションの一部である試験の原文 4) 新聞 5) 社内誌あるいはその他の無料配布の商工企業及び公的機関の従業員向けの出版物 6) このライセンスを含むRROのライセンスの下で複製されることを権利者が拒否した作品</p> <p>例外(DALRO)で許諾できない著作物)</p> <p>1) 不参加の権利者 以下から出版された出版物：南ア聖書協会(Brenthurst Press (Pty) Ltd、Zachen Publishers (Pty) Ltd) 2) 出版されていない著作物 DALROはJACに例外著作物(DALROで許諾できない著作物)の種類と個別作品のリスト及びライセンス一知らせる出版物を定期的に送付する</p>
Netherlands Stichting Reprrecht (SR)	<p>管理著作物：SRで許諾可能な著作物 下記例外を除く Netherlandsで出版された以下の分野の著作物許諾可能な著作物</p> <p>1) 専門誌・科学誌 2) 科学書籍 3) 教育書籍 4) 純文学 5) 新聞・論壇 6) 大衆定期刊行物 7) 視覚作品</p> <p>例外(SR)で許諾できない著作物</p> <p>1) 楽譜 2) 新聞切り抜きのコレクション 3) コースブック 4) 未発行の著作物 2015/07/20 Digital Agreement 協定書交換中</p>



## 一般社団法人学術著作権協会 著作権関連図書の出版

(社)学術著作権協会では、著作権に関する権利・義務に関する啓蒙活動の一環として、関連書籍の出版を行なっております。書名は、下記の通りです。出版者は何れも当協会です。

2012-2013 年度における出版

- (1) **JAC Copyright Seminar 2012 Current situation of copyright management in Copyright Compliance for Pharmaceutical Companies**  
**Michael Healy**  
 Promoting the progress of knowledge: Copyright, licensing, and the work of CCC  
**Kim Zwollo**  
 Copyright compliance in a digital world  
**JAC** History of the Japan Academic Association for Copyright Clearance  
 Countries / Regions and Names of RRO in a Bilateral Agreement with JAC  
 発行: 2013 年 3 月 6 日 ISBN: 978-4-907374-00-6
- (2) **JAC Copyright Seminar 2012 Current situation of copyright management in Copyright Compliance for Pharmaceutical Companies “Compact Edition/Japanese”**  
**Michael Healy**  
 Promoting the progress of knowledge: Copyright, licensing, and the work of CCC (Japanese)  
**Kim Zwollo**  
 Copyright compliance in a digital world (Japanese)  
 発行: 2013 年 3 月 6 日
- (3) **JAC Copyright Seminar 2013 Face to Face Meeting: Copyright Compliance for Pharmaceutical Companies**  
**Kim Zwollo**  
 Copyright compliance for Pharmaceutical Companies  
**JAC** History of the Japan Academic Association for Copyright Clearance  
 Countries / Regions and Names of RRO in a Bilateral Agreement with JAC  
 発行: 2013 年 7 月 9 日. ISBN: 978-4-907374-02-0
- (4) **JAC Copyright Seminar 2013 Face to Face Meeting: Copyright Compliance for Pharmaceutical Companies “Compact Edition/Japanese”**  
**Kim Zwollo**  
 Copyright compliance for Pharmaceutical Companies (Japanese)  
 発行: 2013 年 7 月 9 日. ISBN: 978-4-907374-01-3
- (5) **JAC Copyright Seminar 2013: Digital use and digital licence of copyright protected works**  
**Franziska Eberhard**  
 Digital use and digital licence of copyright protected works: Current situation in Switzerland  
**Olav Stokkmo**  
 Providing access to copyright works & sharing knowledge in the Internet age: The Role of RROs  
**JAC** History of the Japan Academic Association for Copyright Clearance  
 Countries / Regions and Names of RRO in a Bilateral Agreement with JAC  
 発行: 2013 年 11 月 28 日. ISBN: 978-4-907374-03-7
- (6) **JAC Copyright Seminar 2013: Digital use and digital licence of copyright protected works “Compact Edition/Japanese”**  
**Franziska Eberhard**  
 Digital use and digital licence of copyright protected works: Current situation in Switzerland (Japanese)  
**Olav Stokkmo**  
 Providing access to copyright works & sharing knowledge in the Internet age: The Role of RROs (Japanese)  
 発行: 2014 年 2 月 14 日. ISBN: 978-4-907374-04-4